

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A機構のB従業員として、Cに採用され食堂の配膳業務に従事し、その後、Dで食堂倉庫事務、Eで福利厚生を受付事務を経て、平成〇年〇月〇日からF施設（以下「施設」という。）で倉庫管理の業務に従事していた。

請求人によれば、施設に異動後、部下がフォークリフトの資格を有していなかったため、慣れないフォークリフトの運転作業を一人で行っていたこと、上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたこと等により不眠や頭痛が出現したため、平成〇年〇月〇日Gクリニックに受診し「適応障害」と診断され、同月〇日にはHクリニックに受診し「うつ病、不眠症」と診断され、同年〇月〇日まで休業した。

請求人は、業務上の出来事により精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）

の意見書によれば、請求人は平成〇年〇月上旬頃に I C D - 1 0 診断ガイドラインに照らし、「F 4 3 . 2 適応障害」を発病したとしている。当審査会としても、請求人の申述、症状の経過及び医証等からみて専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の精神障害の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないので、その他評価期間における業務による心理的負荷について検討する。

ア 請求人は、精神障害の発病原因について、①施設に異動後、慣れないフォークリフト作業に一人で長時間従事し、老朽化した建物内での作業もあり、器物破損と事故防止のプレッシャーで身体的、精神的に負担がかかったこと、②所定の保管場所に無かった部品の搜索、Iの専用免許の取得、そして③異動後の職務に関する職位の格付けを巡り上司とのトラブルがあったことを

主張している。

イ 上記アの①の施設への異動後に従事したフォークリフト作業に伴う出来事については、認定基準別表1の「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、請求人の申述のとおり、フォークリフト作業について過去に実際の作業経験がなかったことから当初不慣れな作業であったとしても、請求人はフォークリフト運転の資格を有しており、一般的には業務を遂行する中で徐々に運転に習熟していくと考えられ、加えて請求人自身、時間外労働は無かったと認めていることから、フォークリフト作業による心理的負荷が大きかったとは認められない。

また、請求人は、フォークリフト作業をほぼ一人で行っていたことや老朽化した建物内での作業もあり、負担であったと主張しているが、フォークリフト作業自体ではないにしても職場の同僚の応援や協力もあったことがうかがえる。また、老朽化が進んでいたことは認められるものの、同一場所において他の労働者も作業しており、本件資料からは実際に事故が発生したことも認められないことから、請求人の主張は採用することはできない。

以上のことから、施設への異動後のフォークリフト作業については請求人は、有資格者であり対応に多大な労力を費やしたとも認められないことから、当審査会としては、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 上記アの②の請求人の主張のうち、部品の搜索を巡る上司とのトラブルについては、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかしながら、当該出来事は、当該搜索作業と廃タイヤ引取り業者との打合せのどちらの業務を優先させるかという業務の優先順位を巡る考え方の相違に起因するものであり、優先順位付けにおいて、重要部品が所定の保管場所に無かったことから早急に探すように請求人に指示をした上司の対応は合理的なものと考えられ、業務指導の範囲内の指導叱責であったと認められる。請求人は、上司の命令に従わず廃タイヤ引取り業者との打合せを優先していることを考え併せると、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断される。

また、請求人はⅠの専用免許の取得を巡り上司との間にトラブルがあった

と主張する。

しかしながら、請求人が上司に対して I の専用免許の取得を要請した後、上司は関係先に手配し 3 日後には I に取得させており、そもそも I が専用免許を取得することは請求人も希望していたことからすると、上司との間でのトラブルとまでは認めることはできず、請求人の主張は採用することはできない。

エ さらに、請求人は、平成〇年〇月に J（K 事務所）へ苦情を申立て、後日 J より職位の格付けが適正でなく変更が決定されたことを取り上げ、事前に適正な格付けをするように上司の L が M に申立てていたのに無視されたと主張している。しかしながら、その経緯や具体的な内容について、本件資料からは確認することができないことから、当審査会としても、心理的負荷を評価することはできない。

オ 以上のとおり、当審査会としては、請求人が本件疾病の発病原因と主張する出来事は 2 つであり、いずれも総合評価は「弱」であることから、全体評価は「弱」であり、「強」には至らず、したがって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認めることはできないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。